1 基本情報

政策	政策7	政策7 誰もが活躍できる社会の実現					
政策の柱	7 – 2	7-2 誰もが理解し合える共生社会の実現					
議論した施領	〔1〕	(1) 多文化共生社会の形成					
実施日/班	3 9月11	1日(日)	第6班	担当部局名	くらし・環境部	県民生活局	

2 コーディネーター取りまとめコメント(コーディネーターが議論を総括して取りまとめ)

多文化共生社会の形成について、大きく4つの課題が挙げられた。

- 一つ目は、「やさしい日本語」の普及^①である。そのためには、自治体のみならず、幅 広い対象に普及し、<u>より伝わりやすい言葉となるよう工夫する^②</u>必要がある。また、行政 手続きで必要な言葉など、使う場面による整理をすることも重要である。
- 二つ目は、<u>日本人と外国人の相互理解®</u>である。言葉だけでなく互いの文化を理解する ことが重要である。
- 三つ目は、<u>支援のあり方[®]</u>である。必要とされている支援のニーズを把握し、専門機関や企業、自治体と連携して的確な支援をすることが必要である。

四つ目は、<u>情報提供^⑤</u>である。提供すべき情報のニーズを把握し、必要な情報が必要とする人に届くよう様々なツールを活用することが必要である。

3 施策の改善提案と対応の方向性

改善提案 対応の方向性 現在の取組といたしましては、「やさしい日本語」の普及・ ①日本人と外国人とのコミュニケー 活用については、教育委員会職員を含む行政職員向けの研修 ションの円滑化のため、自治体の やアドバイザーによる文書指導等を実施し、合わせて企業向 みならず、企業や自治会、学校教育 けの研修を実施しています。 現場など幅広い対象に対して「や 御提案のとおり、今後は、「やさしい日本語」の普及を支え さしい日本語」を普及することに るサポーター等の育成を進めるとともに、外国人県民とのコ ミュニケーションを円滑にするための研修を実施します。 加え、サポーターや指導者等の普 また、企業等と連携した各種イベントや広報などあらゆる 及を支える存在の育成が必要であ 機会を活用し「やさしい日本語」の周知を図り、幅広い対象へ る。 の「やさしい日本語」の普及を進めてまいります。 現在の取組といたしましては、県では、「やさしい日本語」 ②「やさしい日本語」の内容につい の手引きを作成し、「やさしい日本語」の作り方と活用事例を て、イラストやジェスチャーの追 示しています。 加や外国人のニーズを踏まえた見 また、「やさしい日本語」がより伝わるよう工夫する必要が 直しなど、より伝わり易くなるよ あることから、写真、イラストや図表を使用するなど視覚的に う工夫する必要がある。 も分かりやすくなるよう工夫しています。 御提案のとおり、伝わり易くなるよう工夫することが重要 であるため、引き続き、分かりやすく伝える工夫をするととも に、多文化共生課に在籍しているブラジル人やフィリピン人 などの国際交流員のアドバイスを参考にしながら、「やさしい 日本語」の普及に努めてまいります。

③日本人と外国人の相互理解のため、国際交流イベント等を通じて 双方が交流し、互いの文化を理解 する努力が必要である。 現在の取組といたしましては、県では、県民の多文化共生に対する理解を推進するため、ブラジルやフィリピン等、7か国の国際交流員等が、県内小・中・高校、公民館等において、母国の文化や暮らしを紹介する「世界の文化と暮らし出前教室」を実施しているところです。

また、地域の日本人住民と外国人県民が、相互理解のため日本語を使って交流し、互いの文化を理解する対話交流型の日本語教室を県内の中西部を中心に実施しております。

御提案のとおり互いの文化を理解する努力が重要であるため、対話交流型の日本語教室を県東部にも拡大し、更なる国際 交流の機会創出に努めてまいります。

④外国人県民の支援の充実強化のため、外国人コミュニティのキーパーソン等を通してニーズを把握し、専門機関や他の相談機関と連携した的確な支援をすることが必要である。

現在の取組といたしましては、県では、県内の外国人の生活 上の相談に多言語で対応する「静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ」を運営しており、外国人県民が生活する上 での困りごとや課題について、随時把握しております。

また、「かめりあ」では、ケースに応じて、弁護士など他の相談機関と連携を図り、外国人県民の不安解消に努めています。

ご提案のとおり、外国人県民の支援の充実強化のため、今後 も、外国人コミュニティのキーパーソン等との意見交換や、外 国人県民へのアンケート調査等を通じたニーズの把握に努 め、外国人県民に寄り添った支援を行うとともに、市町の外国 人県民の相談窓口との連携を強化し、相談内容の共有を検討 してまいります。

⑤様々な取組が行われていても、それらが伝わらなくては意味がないため、あらゆるツールを活用し、必要な情報を必要としている人に届くようにする必要がある。

現在の取組といたしましては、日本語に不慣れな外国人県民が、安心して快適に暮らすことができるよう、令和3年2月に定めた、県が外国人県民に情報提供する際のガイドラインに基づき、令和3年9月に「静岡県多言語情報ポータルサイト【かめりあ①】」を開設し、やさしい日本語と多言語で情報提供を行っています。あわせて、外国人住民の利用が多いSNS等により情報提供を行っているところです。

御提案のとおり、外国人県民に確実に情報を届ける必要があることから、今後は、外国人コミュニティのキーパーソンや有識者等との意見交換を通して、より効果的な情報伝達や周知方法を検討します。

さらに外国人県民に対し、「かめりあ①」に対するフィード バックインタビューを行い、改善を図ることにより、必要な情報が必要な人に届くよう努めてまいります。